

業務委託仕様書

業務名：南山城跡基本構想策定業務

委託業務場所：糸満市字大里地内及び受注業者施設内

委託業務期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

(※本業務については、令和8年10月31日までの延長を予定していますが、市議会の承認等その他の状況により変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、応募してください。)

第1章 総 則

第1条【業務の目的】

本業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、糸満市字大里地内における糸満市指定史跡南山城跡（以下「南山城跡」という。）の基本構想策定にあたり、南山城跡の保存と活用に向けた基本課題の収集及び整理を行うとともに、将来の南山城跡の国指定史跡後の遺構等の復元を視野に入れた環境整備の基本方針を策定することを目的とする。

第2条【適用範囲】

仕様書は、南山城跡基本構想策定業務（以下「業務」という。）に適用する。

第3条【疑義】

受注者は、仕様書に疑義が生じた場合は、契約前に明確にしておくものとし契約後に疑義が生じた場合は、糸満市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と協議してその指示に従わなければならない。

第4条【対象箇所】

所在地：沖縄教育長字大里1901番地外約100筆

面 積：約7.2 ha

現 況：南山城跡、高嶺小学校、高嶺中学校、井泉及び周辺畠地等

第5条【対象施設】

南山城跡、高嶺小学校、高嶺中学校、嘉手志川及び周辺畠地等

第6条【与条件】

業務で策定する基本構想が、整合性を考慮すべき指針及び計画等は、以下のとおりとする。

- (1) 文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』平成17年6月
- (2) 文化庁文化財部記念物課編『「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観の保存・活用に関する調査報告書』平成26年3月
- (3) 文化庁文化財部記念物課監修『石垣整備のてびき』平成27年1月
- (4) 文化庁文化財部記念物課編『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成27年3月
- (5) 糸満市教育委員会教育部生涯学習課編『南山城跡－保存内容確認調査報告書Ⅰ－』令和7年3月
- (6) その他参考となる他の自治体等が策定した文化財関係計画等
- (7) 糸満市企画開発部行政経営課編『第5次糸満市総合計画』令和3年3月
- (8) 糸満市役所建設部まちづくり課編『令和5年度 糸満市都市マスターplan 改訂版』令和6年6月
- (9) その他糸満市が策定した計画

第7条【成果品の検査】

受注者は、仕様書に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後に成果品の誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

第8条【中間報告】

受注者は、委託契約期間中に発注者から求めがあった場合は、その時点での第11条に定める業務内容の進捗状況について書面で報告すること。

第9条【受注者の責務】

受注者は、業務の履行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 誠実を旨として業務に当たらなければならない。
- (2) 受託した業務を他に再委託する場合は、事前に教育長と協議して承認を得ること。
- (3) 受注者は、業務により知り得た事項については、秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。
- (4) 業務中に地権者や地域住民等から業務に関して異議があった場合は、速やかに教育長と協議すること。

- (5) 受注者は、業務の実施に当たり、技術上の管理を行う管理技術者を定め業務全般にわたり、技術的な管理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、業務委託契約期間中に教育長からの求めに応じ作業の進捗状況の報告、資料の提供並びに協議に応じなければならない。
- (7) 受注者は、業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
 - ①着手届、②工程表、③各技術者届、④業務担当職員表、⑤経歴書
 - ⑥完了届、⑦引渡届、⑧その他協議により指示のあった種類
- (8) 受注者は、業務のために必要な関係官庁の手続きの他、その関係者と密な連携を図るとともに、十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (9) 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を教育長に申し出ができる。
- (10) 業務にて使用した資料・写真等については、すべて発注者に帰属するものとする。なお、業務に使用する写真等については、必要に応じ版権者（著作権者）に承諾を得るものとする。
- (11) 受注者は、業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。

第10条【技術者の配置】

業務の実施に際しては、業務の意図及び目的を十分理解した上で、以下の条件を満たした管理技術者、主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置する。

- (1) 管理技術者は、技術士（建設部門 都市計画及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものとする。
- (2) 主任技術者は、過去5年以内に国指定史跡等の基本構想及び基本計画又は保存整備・活用に関する計画・設計・施工監理等において、主任技術者として従事した経験を有すること。
- (3) 照査技術者は、過去5年以内に国指定史跡等の保存整備・活用に関する計画・設計・施工監理等の業務に従事した経験を有すること。
- (4) 担当技術者は、史跡整備等の業務に従事した経験を有すること。

第2章 業務内容

第11条【業務内容】

業務内容は、概ね次のとおりとするが、受注者の提案内容に基づき、教育長と受注者との協議により業務内容を決定する。

(1) 現状把握・基礎調査

- ・南山城跡の歴史的経緯と文化財調査成果の概要
- ・対象地一帯の現況および社会条件
- ・上位・関連計画の整理

(2) 課題抽出・整理

- ・保存、復元、活用及び管理上の問題点整理と課題抽出
- ・学校施設移転後の対象箇所の環境整備についての法的・地理的条件整理

(3) 基本方針の策定

- ①南山城跡の保存・活用・環境整備のあり方に関する基本方針の立案
- ②ゾーニングおよびゾーン別方針の立案
- ③保存、復元、公開、利活用及び管理運営等に関する方針案の策定

(4) 具体的施策案の検討

- ①保存に関する施策の検討
 - ・ゾーニングに応じた指定地及びバッファゾーンの保全策の立案
- ②環境整備・活用イメージの検討
 - ・各エリアの公開・利活用方針と環境整備方針の検討
 - ・各エリアの環境整備イメージの検討
 - ・ビジターセンターの機能イメージの検討

(5) 実現に向けた検討

- ・短期・中長期の環境整備計画スケジュール案の作成
- ・実現にむけた体制その他課題の検討

(6) イメージ伝達資料の作成および計画書とりまとめ

- ・南山城跡環境整備イメージ図の作成
- ・基本構想一式および概要版の編集とりまとめ

(7) 打合せ協議及び関係者調整

- ・打合せは着手時、納品時、中間2回を基本とする。

第12条【成果物】

① 南山城跡基本構想（報告書）A4判一部カラー	くるみ製本	50部
② 南山城跡基本構想概要 A4判カラー8頁	中綴じ製本	200部
③ 南山城跡公園環境整備イメージ図 A3判パネル		1部
④ 業務報告書（打合せ議事録他）ファイル製本		1部
⑤ 電子データ（CD-R等）		1部
⑥ その他調査職員が指定するもの		1部

第13条 その他

- (1) 上記各条項による文書作成については、できる限りExcel・Word等比較的書き換えの容易なソフトを使用する。
- (2) 図面データについてはCADを基本とする。使用ソフトについては教育

長・受注者協議の上決定する。

- (3) その他疑義が生じた時は、設計図書等により教育長・受注者の文書による協議により解決を図る。
- (4) 基本構想策定に際して、学識経験者から成る糸満市文化財保護委員会及び南山グスク等調査指導委員会から意見を聴取する。
- (5) 業務を遂行する際には教育長と協議のうえ既存計画と整合性を保つものとする。なお、教育長等と行う会議の調整、議事録の作成等、協議に伴うものは業務の範囲内とする。
- (6) 受注者は、業務内容を適切かつ円滑に実施するために、基本計画の策定に向けて関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。
- (7) 業務に係る付帯業務については、業務の範囲内とする。
- (8) 業務について、上記以外にも必要な調査や項目を追加し、最適な基本工構想になるように努めること。